



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一八)

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業五六)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十九年分、平成二十年分)を公表する件(総務四〇六)

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十四年分、平成十五年分、平成二十年分、平成二十一年分)を公表する件(同四〇七)

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件の一部を改正する件(同四〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三八二)

六

五

二

一

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

平成二十一年事業年度財務諸表(独立行政法人医薬品医療機器総合機構・独立行政法人電子航法研究所)、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四百三十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

三

三
五
六

省 令

○厚生労働省令第百十八号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年十一月十日
厚生労働大臣 細川 律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第四百七号を第四百九号とし、第三百十号から第四百六号までを二号ずつ繰り下げ、第三百九号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。
三百十一 プチルアミン
別表第一中第三百八号を第三百九号とし、第三百七号を第三百八号とし、第三百六号を第三百七号とし、第三百五号の次に次の一号を加える。
三百六 フェネチルアミン

附 則
この省令は、公布の日から施行する。
○経済産業省令第五十六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十条第二項の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十日
経済産業大臣 大畠 章宏
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
様式第二十一中備考以外の部分を次のように改める。